地 域 再 生 計 画

- 地域再生計画の名称
 安全で安心な暮らしを確保する港づくり計画
- 2. 地域再生計画の作成主体の名称 徳島県 阿南市
- 3. 地域再生計画の区域 浅川港(海部郡海陽町)及び大潟漁港(阿南市)の区域

4. 地域再生計画の目標

徳島県南部地域は、周期的に発生している南海道沖の大地震により、過去幾度も津波による災害に見舞われている。特に今後30年間で50%と高い確率で南海地震の発生が予測されていることから、避難体制の充実を含めた防災面の要望が強い。

また、大潟漁港のある阿南市と浅川港のある海陽町との間は、国道55号線が唯一の 幹線道路となっているが、山間部を縫うように走っており、この幹線道が被災した場合、 両地域の陸上輸送路は途絶することになる。

以上のことより、同地域で生活する人たちの安全で安心な暮らしを確保するため、地震及び津波被害の軽減並びに被災時における救急搬送及び物流の確保を図ることが急務となっている。

本県の地域防災計画において、県南地域の救助活動及び緊急物資輸送の拠点港として 橘港大潟地区及び浅川港を位置づけており、橘港大潟地区については、-5.5m耐震 岸壁1バースの整備が完了している。

浅川港は地域内外への建設骨材等の積降港として利用されており、県南部の物流機能の拠点港となっている。そのため、災害発生時においてこれらの物流機能が停止しないよう備えることが周辺地域にとって重要となることから、浅川港において耐震物揚場の整備を行う。

一方、大潟漁港は、地域防災計画の拠点港である橘港大潟地区に隣接し、漁獲量 114 トン、登録漁船 34 隻で 15 トン未満の小型機船底びき網漁業が中心の漁港であるが、周囲を島に囲まれ荒天時においても静穏度が保たれやすく、避難港として利用されている。このため、荒天時には地元漁船以外にも利用隻数が多くあり、100 隻前後の船が係留されている。しかし、現在の漁港は水深が浅く、陸揚岸壁、係船岸壁、漁港施設用地及び臨港道路等が十分整備されておらず、10 トン前後の小型機船底びき網漁船を中心に陸揚げ等に不便を来していることから、最新の設計基準による岸壁、物揚場等の整備、及び、橘港大潟地区への耐震バースに連絡する臨港道路の整備を進める。

これらの整備を進めることにより、災害発生時における海上輸送路の確保及び復旧時の物流機能の確保が可能となり、近い将来発生が予測される東南海・南海地震からのリスクを軽減できることで地域住民の安心で安全な暮らしが確保でき、地域の振興に寄与することができる。

(目標1) 耐震物揚場を1港(浅川港)において整備

(目標2) 避難港である大潟漁港の安全係船岸充足率の向上を図る(16%→64%)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

今後高い確率で発生が予測されている南海地震に対し、徳島県南部地域で生活する人たちの安全で安心な暮らしを確保するため、浅川港においては耐震物揚場を整備し、大潟漁港においては、災害に強く効率的な漁業活動を行うための施設を整備する。また、その他の事業として、地域周辺において外郭施設の整備や避難路の設置、防災マップ等の作成を行い、地域で生活する人たちの安全で安心な暮らしを確保する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所は、別添の整備箇所を示す図面による。

[施設の種類と事業主体]

- ·港湾施設(浅川港) 徳島県
- · 漁港施設(大潟漁港) 阿南市

「整備量]

- •港湾施設 物揚場(耐震)
- 漁港施設 防波堤、岸壁、物揚場、船揚場、臨港道路、用地

[整備期間]

- ·港湾施設 平成18年度~平成22年度
- · 漁港施設 平成18年度~平成22年度

[港整備交付金の総事業費]

総事業費 1,358,000千円

港湾施設 430,000千円(うち交付金 172,000千円)

漁港施設 928,000千円(うち交付金 464,000千円)

5-3その他の事業

県南部地域において、シミュレーションによる津波浸水予測で、多くの地域が浸水する おそれがあると想定されている。そのため、下記について行うことで、地域で生活する人 たちの安全で安心な暮らしを確保する。

- ・浅川港において海岸保全施設(高潮)事業及び港湾改修事業により津波防波堤を整備し、 背後地域の津波被害を軽減する。
- ・浅川港周辺地域において、地域防災力強化促進事業により避難路等の整備及び防災マップを作成し避難場所等の周知を行う。
- ・大潟漁港において、津波危機管理対策緊急事業により既設護岸の老朽化対策を実施し、 護岸の強化を行う。
- ・大潟漁港周辺地域を含む阿南市において、防災対策推進事業により津波ハザードマップ を作成し、避難対策等の周知を行う。

6. 計画期間

平成18年度~平成22年度(5ヶ年)

- 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項 計画終了後に、県の評価委員会を活用して、4に示す数値目標に照らし状況を調査し 評価する。
- 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当無し